

## 「面会制限」の変更について

10月5日(月)より

面会禁止を面会制限とし、以下のように変更します。

面会禁止期間中は大変ご不便をおかけしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。  
引き続き慎重に感染予防対策を実施して参りますのでご理解ご協力をお願い致します。

### 【面会要件】

1. 面会人数は2名迄
2. 面会時間(入室時間)は10分以内
3. 面会頻度は1週間2回まで
4. 面会可能な時間帯は14:00～17:00迄

※面会には洗濯物の入れ替えも含まれます。

★以下の方の面会はできません。

1. 体温37.5℃以上もしくは風邪症状のある方、体調不良の方
2. 県外から移動された方(14日以内)
3. 小学生以下のお子様

### 〈留意事項〉

1. 面会される方は1階「対応カウンター」にお寄りください。  
・カウンターでは、体温測定、面会者名簿への記載、入棟許可証の装着等をお願いしています。
2. 主治医の特別な判断により上記以外の面会が許可される場合があります。
3. 面会要件は、感染リスクを減らし、感染症発生時に濃厚接触者とならないための対策として実施します。面会時間、頻度等の厳守をお願いします。
4. 面会制限の内容は感染症発生状況等により随時変更致します。個別の連絡は行いませんので、お問い合わせいただくかホームページにてご確認下さい。
5. 病院内ではマスクの装着、アルコール製剤による手指衛生をお願いします。

以上

令和2年9月29日

社会医療法人春回会長崎北病院 病院長